介護保険サービスの利用者・ご家族の皆さまへ

2024年6月から「介護保険サービス利用料」が変わります

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、**良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組み**です。ご理解いただけますよう、お願いいたします。

2024年度介護職員の処遇改善加算 改正のポイント

- ☑ 介護現場における人材確保を更に推し進めるため、令和６年６月以降、**処遇改善のための加算充実策を講じます。**
- ☑ この加算は、既に**９割以上**の事業所※で利用されており、この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員などの職員の処遇改善に充てられています。

※：対象となる介護サービス事業所に対する、取得事業所の割合

- ☑ ご利用の介護サービス事業者がこの制度を利用・申請した場合、**６月以降、介護サービス利用料が上がる可能性**があります。

※：ご不明点は以下の相談窓口まで。

【参考】

利用者の皆さまの負担が過重にならないよう、自己負担額が、一定額※を超えた場合、申請により払い戻される仕組みなどがあります。（高額介護サービス費）※：所得に応じて設定

また、処遇改善加算は区分支給限度基準額外のため、現在利用されているサービスの回数や時間への影響はありません。

詳しくは自治体またはケアマネジャーや介護サービス事業者の相談員にお尋ねください。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】
電話番号： 050-3733-0222
受付時間： 9:00～18:00（土日含む）

関係情報はこちら（随時更新）⇨

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare